

葛飾区認定こども園事務取扱要綱

令和5年9月29日

5 葛子施第741号

区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、葛飾区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和5年葛飾区条例第36号。以下「条例」という。）、葛飾区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（令和5年葛飾区規則第55号。以下「規則」という。）、葛飾区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（令和5年葛飾区規則第79号。以下「細則」という。）その他法令の定めるもののほか、葛飾区内の認定こども園の認定及び認定内容の変更等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、府省令、条例、規則及び細則で使用する用語の例による。

(設置経営主体)

第3条 認定こども園の設置経営主体は、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。この場合において、次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

(1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。

(2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

2 当該経営主体が設立後3年を経過していないときは、前項第2号中「直近3年間の会計年度において、3年間連続して」とあるのは、「設立後の会計年度において」と読み替えるものとする。

(保育機能施設)

第4条 規則第3条の別に定める基準とは、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づき認証されていることとする。ただし、認証された施設と同等の基準を満たす場合には、規則第3条の別に定める基準を満たすものとして認めることができる。

(定員)

第5条 保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども

もの受入枠は、広く地域住民の利用に資するために、地域の実情に応じて定めるものとする。ただし、幼稚園型認定こども園における保育を必要とする子どもの定員は、6人以上とする。

- 2 保育機能施設は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育機能施設は、条例及び規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育及び保育の実施を行うことができる。この場合において、地域において年度途中における保育機能施設入所の受入体制を整えなければならない。
- 4 保育機能施設は、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認定した定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の状態をいう。）には、定員の見直しを図らなければならない。

（職員）

第6条 規則第6条第1項に規定する満3歳未満児の保育従事職員数の6割以上の者及び同条第3項に規定する満3歳以上児の保育従事職員数の6割以上の者は、常勤の保育従事職員（各施設の就業規則等で定めた常勤の保育従事職員のうち、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約を結び、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が教育及び保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である者をいう。以下同じ。）をもって確保すること。

- 2 規則付則第2項に規定する葛飾区長（以下「区長」という。）が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設等、同法第6条の3第8項、第10項及び第12項に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

- (2) 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者

- (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者

- 3 前項に規定する者は、当該認定こども園の施設長及び設置者が、当該職員の保育従事職員としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

- 4 規則付則第2項の規定は、過去3年以内に、認定こども園を構成する各施設に関して改善の勧告、改善の命令等を受けた認定こども園及び区長から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第39条に基づく勧告、命令等を受けた設置者が経営する認定こども園については、適用しない。
- 5 規則付則第2項の規定を適用する設置者は、区長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努めること。
- 6 規則付則第2項の適用を受ける者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。

（学級担任の資格の特例）

第7条 規則第6条第2項の規定を適用する場合には、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、同項に規定することが適当と認められるもの（以下この条において「認められるもの」という。）が認定の日から3年の間に幼稚園教諭免許状を取得できなかった場合には、当該認められる者は認定の日から3年を経過した日以降、この規定の適用を受けることができないものとする。

- (1) 認められるものが、認定こども園の申請の時点において、現に職員として雇用されている者であること。
- (2) 設置者は、認められるものが意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる旨の認定こども園の長となるべき者又は認定こども園の長の意見書を、認定の申請時に提出すること。
- (3) 設置者は、認められるものが幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っていることを証するため、法第30条第1項の規定による区長への毎年の運営状況報告の際、その者の幼稚園教員資格認定試験の受験等の状況についての報告を行うこと。

（施設の一体的運営）

第8条 条例第7条第1項第1号に規定する子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供とは、次の各号に掲げる要件を満たしていると区長が認める場合とする。

- (1) 幼稚園型認定こども園（並列型）においては、共通利用時間としておおむね4時間程度の、幼稚園の園児及び保育所等の園児との合同活動の時間が確保されていること。
 - (2) 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）においては、合同活動として幼稚園の園児及び保育所等の園児との異年齢交流が行われていること。
 - (3) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において分園を設置して事業を行う場合は、前2号を満たしていること。
- 2 条例第7条第1項第2号に規定する子どもの移動時の安全が確保されているとは、次の各号に掲げる要件を満たしていると区長が認める場合とする。
- (1) 園児が徒歩で移動する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 直線距離でおおむね300メートル以内かつ移動時間が片道おおむね10分以内

であること。

イ 交通量が多い道路を横断することがない等、安全な移動の経路であること。

ウ 園児の移動にあつては、園児の数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。

(2) 園児が認定こども園の専用の車で移動する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 移動時間が片道おおむね 10 分以内であること。

イ 安全な乗降場所が確保されていること。

ウ 園児の移動にあつては、運転手とは別に、園児の数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。

(3) 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）にあつては、当該認定こども園による送迎を行う等、幼稚園と保育所等が離れていることにより保護者の不便にならないような対応をとること。

(建物及び設備の基準)

第 9 条 保育機能施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、室内化学物質対策実施基準（別紙 1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気を行う等園児の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに次項から第 7 項までに規定する基準による設備を有し、適切に運営すること。

2 基準設備、面積等は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。

区分	要件
乳児室又はほふく室	規則第 7 条第 3 項第 1 号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	規則第 7 条第 3 項第 2 号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	(1) 園児が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）から簡単に立ち入ることがないよう、保育室等と区画されていること。 (2) 定員に見合う面積及び設備を有すること。
便所	便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画されており、かつ、園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児 20 人につき 1 以上であること。

3 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に 2 か所 2 方向設置するとともに、保育室等を 1 階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2 方向の

避難経路を確保すること。

- 4 設置者は、室内化学物質対策実施基準に定める基準に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。
- 5 保育機能施設を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
 - (1) 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物
 - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値が 0.7 以上かつ q 値が 1.0 以上又は $C_t u S_d$ 値 0.3 以上、木造の建築物にあつては I_w 値が 1.1 以上であることが確認された建築物
- 6 規則第 7 条第 2 項第 3 号から第 8 号までの要件については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 2 に規定する基準を満たしているものとする。
- 7 保育機能施設を設置する場合にあつては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存の建物を改修し、200 平方メートル以下の保育機能施設を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等に規定する保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

（基準面積の弾力的運用）

第 10 条 規則第 7 条第 3 項第 1 号ただし書については、2 歳以上児区分の定員が充足していない等保育面積全体としては規則第 7 条第 3 項第 1 号前段及び第 2 号に定める基準面積を充足することが可能な場合であつて、0 歳児及び 1 歳児一人当たりの基準面積の弾力的運用を行うときは、実態に見合うよう、定員変更を行う等基準面積の弾力的運用の解消に努めること。

（調理室等）

第 11 条 条例第 8 条第 5 項の規定により認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、規則第 8 条に定める基準を満たすとともに、「保育所における食事の提供について」（平成 22 年 6 月 1 日付け雇児発 0601 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に留意すること。

2 条例第 8 条第 6 項に規定する加熱、保存等の調理機能を有する設備とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等をいう。

3 調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 1 日付け雇児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）に留意すること。

（子育て支援事業）

第 12 条 条例第 12 条に規定する子育て支援事業は、府省令第 2 条各号に規定する事業

のうち、2以上の事業を行うものとする。

- 2 府省令第2条第3号に規定する事業については、対象となる園児に応じて、条例及び規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

(保護者への説明)

第13条 既存の幼稚園又は保育所等（以下「既存施設」という。）の設置者が認定こども園の認定を受けようとする場合は、現に当該既存施設に在籍している園児の保護者に対し、条例第15条に基づき、認定こども園の認定を受けることにより従来と異なる事項について保護者に十分に説明し、理解を得るものとする。

(衛生管理等)

第14条 認定こども園は、園児の使用する設備、遊具等について、安全かつ衛生的に管理すること。

- 2 必要な医薬品及び医療品を備えること。
- 3 園児の食事を調理する又は調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付け雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。
- 4 認定こども園は、条例第8条第5項の規定に基づき、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、給食の運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。

(認定申請の手続)

第15条 私立認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項及び府省令第8条の規定により、認定こども園認定申請書（細則第3条第1項に規定する認定こども園認定申請書をいう。以下同じ。）に次に掲げる書類を添えて、認定を受けようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに区長に提出すること。

- (1) 認定こども園施設概要（第1号様式）
- (2) 設置者に関する次に掲げる書類。ただし、カからシまでに掲げる書類は、社会福祉法人及び学校設置者を除く設置者に限り、提出するものとする。
 - ア 履歴書（法人の場合は代表者の履歴書）
 - イ 認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合は、共同して事業を行う旨の書類（協議書等）の写し
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（第2号様式）
 - オ 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものに限る。）
 - カ 資金計画書

- キ 認定こども園を設置する年から起算して5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。）
- ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- コ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（新規設立法人の場合に限る。）
- サ 預貯金残高証明書（認定こども園認定申請書の提出期限の1か月前以降の時点のものに限る。）
- シ 納税証明書

(3) 職員に関する次に掲げる書類

- ア 職員の構成（第3号様式）（幼稚園、保育所等、分園ごとに作成すること。規則第6条第2項に規定する職員（以下「みなし職員」という。）については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」（第4号様式）を添付すること。）
- イ 履歴書の写し（嘱託医、嘱託歯科医及び第11条第3項により調理員を置かない認定こども園の調理員を除く。）
- ウ 幼稚園教諭免許状、保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し
- エ 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（保育従事職員に限る。）
- オ 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合には、外部搬入に係る契約書の写し
- カ 規則付則第2項を適用する場合は、第6条第2項に該当することを証する書類

(4) 施設整備に係る次に掲げる書類

- ア 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第5号様式）
- イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等周辺環境が分かるもの）
- ウ 建物の配置図及び平面図
- エ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- オ 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は、台帳記載事項証明書）
- カ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類
- キ 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は、台帳記載事項証明書）
- ク 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物において、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出するものとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。
 - （ア）建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書

- (イ) 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
 - ケ 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等の写し）（学校法人又は社会福祉法人以外のものが設置者の場合に限る。）
 - コ 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
 - サ 第 9 条第 4 項に規定する測定結果
 - シ 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (5) 管理運営に関する次に掲げる書類
- ア 認定こども園への移行に伴う保護者への説明書類（既存施設に限る。）
 - イ 園児募集要項又は重要事項説明書等（次に掲げる事項を記載したものに限る。）
 - (ア) 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称及び所在地
 - (イ) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - (ウ) 認定こども園の事業開始予定年月日
 - (エ) 施設及び設備の概要
 - (オ) 開所日及び開所時間
 - (カ) 施設の運営方針
 - (キ) 教育、保育及び健康診断等の内容
 - (ク) 給食（献立、離乳食及びアレルギー食の対応方法等）
 - (ケ) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員、保育を必要とする子ども及びそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分並びに学級編成）
 - (コ) 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の長の氏名
 - (サ) 職員の体制（幼稚園教諭、保育士その他の職員の配置数）
 - (シ) 利用者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及び金額
 - (ス) 非常災害時の対策
 - (セ) 利用する園児に関して契約している保険又は共済の種類、保険事故及び保険金額
 - (ソ) 嘱託医の氏名、所在地及び委託内容
 - (タ) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
 - (チ) 利用開始及び終了に関する事項
 - (ツ) 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項
 - ウ 子育て支援事業の計画（第 6 号様式）
 - エ 利用している園児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し（認定後でないと加入できない場合は認定後に提出すること。）

オ その他区長が必要と認める書類

(内容変更等の手続)

第16条 私立認定こども園の内容を変更しようとする者は、法第29条第1項及び府省令第28条第1号の規定により、認定こども園変更事項届出書（細則第4条に規定する認定こども園変更事項届出書をいう。）に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付し、原則として変更を予定する日（定員の変更については、園児募集要項を配布する日）の20日前、分園を設置、廃止又は休止する場合は、変更を予定する日が属する月の2か月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに区長に提出すること。

(1) 設置者の名称の変更をする場合（個人の場合の氏名の変更含む。） 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 印鑑証明書（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であつて、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）

(2) 設置者の代表者の変更をする場合（法人の場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 代表者の履歴書

ウ 印鑑証明書（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であつて、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）

(3) 設置者の住所（法人の場合は所在地）の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 印鑑証明書（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であつて、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）

(4) 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称の変更をする場合 次に掲げる書類

認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

(5) 認定こども園を構成する施設の所在地の表示の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 葛飾区（以下「区」という。）から発行される住居表示変更の通知

(6) 移転又は改築等による建物の規模、構造及び設備（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第5号様式）（建物のみの変更の場合は「1建物」のみ、屋外遊戯場のみの変更の場合は「2屋外遊戯場等」のみを記入すること。）

ウ 施設の案内図（最寄駅からの経路等周辺環境が分かるもの）（移転の場合のみ）

- エ 建物の変更前後の配置図及び平面図
- オ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- カ 移転、改築等に係る建物の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
- キ 移転、改築等に係る建物の建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
 - 検査済証の交付を受けていない場合は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかを提出すること。
 - （ア）建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - （イ）建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - （ウ）建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ク 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し
- ケ 第9条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）
- コ 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
- サ 第9条第5項第2号に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類
- シ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類
- (7) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員並びに保育を必要とする子ども及びそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分及び学級編成）の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 職員の構成
- (8) 認定こども園の長の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 認定こども園の長の履歴書
- (9) 教育及び保育の内容等又は子育て支援事業計画の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 子育て支援事業の計画（子育て支援事業の計画の変更の場合に限る。）
- (10) 食事の提供形態等の変更をする場合 次に掲げる書類

- ア 職員の構成（第3号様式（第1片））（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合）
- イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合）
- ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合）
- (11) 認定こども園の保護者負担金の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 改定前後の運営規定
- (12) 分園の設置をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要
 - イ 職員の構成（みなし職員については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」を添付すること。）

なお、みなし職員は認定こども園の認定申請時に当該様式に記載されていた者のみ認められるものとする。
 - ウ 履歴書の写し（嘱託医、嘱託歯科医及び、第11条第3項により調理員を置かない認定こども園の調理員を除く。）
 - エ 幼稚園教諭免許状、保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し
 - オ 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（保育従事職員に限る。）
 - カ 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合は、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合は、外部搬入に係る契約書の写し
 - キ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）
 - ク 施設（分園）の案内図（本園との位置関係が分かるもの）
 - ケ 建物の配置図及び平面図（分園）
 - コ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
 - サ 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
 - シ 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
 - ス 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
 - セ 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかを提出すること。

 - （ア）建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - （イ）建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築

- 基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
- (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ソ 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し
- タ 第9条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）
- チ 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
- ツ 第9条第5項第2号に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類
- テ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類
- (13) 分園の廃止又は休止をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要
- イ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況
- ウ 分園廃止又は休止後の職員の処遇を記載した書類
- エ 園児の具体的な受入計画を記載した書類
- (14) その他の認定こども園施設概要に係る重要な事項（開所日、開所時間等）の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
- イ 変更前後の内容が分かる書類（園児募集要項又は重要事項説明書）

（報告書の徴収）

第17条 認定こども園の設置者は、法第30条第1項及び細則第5条の規定により、認定こども園運営状況報告書に次に掲げる書類を添付し、毎年度、別に定める期日までに、区長に報告すること。

(1) 職員の構成（第3号様式（第2片））

(2) みなし職員が取得した幼稚園教諭免許状の写し

2 認定こども園の設置者は、法第30条第3項の規定により、次に掲げる事項が生じた場合、速やかに区長に報告を行うものとする。この場合において、第2号に規定する事項が生じた場合は、園児の氏名、住所及び家庭の状況を報告し、第3号から第5号までに規定する事項が生じた場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を併せて保健所に報告し、指示に従うものとする。

(1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合

(2) 当該施設に24時間かつ概ね週5日程度以上入所している園児がいる場合。

(3) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重

篤患者が1週間内に2人以上発生した場合

(4) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は園児の半数以上発生した場合

(5) 前2号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 区長は、法第30条第3項の規定により、前項の報告のほか認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

(認定こども園認定の辞退又は休止)

第18条 認定こども園の認定を辞退し、又は休止する場合は、相当期間の余裕をもって区と協議し、当該認定こども園に入所している園児の保護者及び入所を希望する子どもの保護者に対して十分な説明を行うとともに、辞退又は休止後における入所している園児の適切な処遇を確保すること。

2 私立認定こども園を辞退又は休止しようとする者は、認定こども園辞退(休止)届(第7号様式)に、次に掲げる書類を添付し、辞退又は休止を予定する日の属する月の2か月前の月の初日(当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出すること。この場合において、認定こども園を構成する幼稚園の設置者及び保育所等の設置者が異なる場合には、これらの者が共同して届出すること。

(1) 認定こども園廃止又は休止後の職員の処遇を記載した書類

(2) 園児の具体的な受入計画を記載した書類

(類型の変更の手続)

第19条 認定こども園の類型を変更しようとする設置者は、第15条及び第18条に準じて手続を行うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。